



平成23年9月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ネ)第1884号不当利得返還等請求控訴事件 (原審・大阪地方裁判所堺
支部平成23年(ワ)第16号)

口頭弁論終結の日 平成23年7月26日

判 決

東京都中央区晴海1丁目8番10号 トリトンスクエアX棟

控訴人 (第1審被告) C F J 合同会社

上記代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

上記職務執行者 浅野俊昭

上記訴訟代理人支配人 黒川國利

[REDACTED]
被控訴人 (第1審原告)

[REDACTED]
上記訴訟代理人弁護士 井上耕史

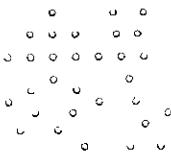
主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分のうち、「48万2470円及びうち48万2105円に対する平成20年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員」を超える金員の支払請求に関する部分を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人の請求を棄却する。



第2 事案の概要

1 本件は、貸金業者である控訴人との間で、借入れと返済を繰り返す継続的な金銭消費貸借取引(以下「本件取引」という。)を行っていた被控訴人が、本件取引に基づく債権債務関係を利息制限法所定の制限利率に従って引き直し計算(以下、単に「引き直し計算」という。)をすると、本件取引において過払金が発生しているとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権(民法704条)に基づき、過払金(48万2528円)と過払金発生日からの確定利息(418円)の合計48万2946円及び上記過払金48万2528円に対する最終取引日の翌日である平成20年12月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払いを求めた事案である。

これに対し、控訴人は、本件取引において発生した過払金が不当利得であることについて民法704条所定の悪意の受益者ではなく、また、被控訴人が引き直し計算をするにあたり、過払金発生日から過払利息を付するのは、民法140条本文に反すると主張して争った。

2 原審は、①控訴人は過払金について悪意の受益者であり、②引き直し計算をするにあたっては、過払金発生日から過払利息を付するのが相当である旨認定判断し、被控訴人の請求を全額認容したところ、控訴人は、上記②に関する部分を不服として控訴し、前記第1(控訴の趣旨)記載のとおりの判決を求めた。

3 当事者の主張

(1) 下記のとおり、当審における控訴人の主張を追加するほかは、原判決2頁4行目から6頁2行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における控訴人の追加主張

ア 利息は、元本に対して元本発生時からの期間をもって算定すべきものであるから、期間の初日は算入しない旨の民法140条に従って、過払金に付する利息の算定にあたっては過払金発生日の翌日から利息を付すべきである。

イ そうすると、本件取引の最終取引日である平成20年12月27日において控訴人が被控訴人に対して返還すべき過払金等は、過払金48万2105円及び過払利息365円（合計48万2470円）である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の控訴人に対する請求は全部理由があるものと判断する。

その理由は、下記2のとおり補足的に追加して説示するほかは、原判決6頁4行目から8頁5行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人の主張（過払利息の起算日）について

(1) 控訴人は、本件取引において引き直し計算をするにあたり、過払金発生日から過払利息を付すこととは、いわゆる初日不算入の原則を定めた民法140条本文に反する旨主張する。

しかしながら、悪意の受益者が法律上の原因なくして受けた利益については、一切の利得を許さずしてその全部を返還させるべきであるという民法704条の趣旨に照らせば、過払金がその発生日から運用することのできる不当利得である以上、過払金に付すべき利息もその日から起算して（すなわち、過払金の発生日から過払利息を付すものとして）引き直し計算をすることができると解するのが相当である。これは、悪意の不当利得者に返還させべき利得の範囲の問題であって、時効のような期間の計算（民法138条、140条本文）の問題ではないから、控訴人の上記主張は失当である。

したがって、本件取引の債権債務関係については、過払金の発生した日から利息を付すものとして引き直し計算をすることができるところ、これによると、原判決別紙「計算書」記載のとおりの過払金及び過払利息が発生しているものと認められる。

(2) そうすると、被控訴人は、控訴人に対し、過払金（48万2528円）と確定利息（418円）の合計48万2946円及び上記過払金48万252

8円に対する最終取引日の翌日である平成20年12月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払いを求めることができるから、被控訴人の請求は全部認容すべきものである。

第4 結論

以上によれば、これと結論を同じくする原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 大 西 忠 重

裁判官 橋 本 眞 一

裁判官 井 上 博 喜

これは正本である。

平成23年9月15日

大阪高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 堤

紅子

